

別記様式第1号-1（その1）

年 月 日

栃木県教育委員会 様

栃木県奨学のための給付金（公立）支給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、栃木県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は栃木県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

栃木県奨学のための給付金（公立）の支給を申請します。

以下の空欄に申請者（保護者等）が署名してください。（※印のところは、該当のものを○で囲んでください。）

申請者住所 (保護者)	〒 TEL ()
ふりがな	
申請者氏名 (保護者)	
高校生等との関係	※ 親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 本人 ・ その他 ()
申請内容の 確認が必要な場合	※ 対象高校生等を介してよい ・ 申請者に直接確認 連絡先TEL ()

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

【対象となる高校生等について】 ※印のところは、該当のものを○で囲んでください。

ふりがな				生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名								
在 学 す る 学 校	学校の名称	※ 国立 ・ 県立 ・ 市立						
		※ 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ・ 専攻科 () 科 () 学年						
	学校の所在地	都道府県		市区町村				
過 去 の 高 等 学 校 等 に お け る 在 学 期 間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □				
	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □				

（審査担当者使用欄）

		世帯区分	学校区分等	支給額（年額）
☐	①	生活保護受給世帯	全日制・定時制・通信制	32,300円
☐	②	非課税世帯	通信制・専攻科	50,500円
☐	③		全日制・定時制	143,700円
☐	④	所得割合算額が105,500円未満である世帯	通信制・専攻科	16,830円
☐	⑤		全日制・定時制	47,900円
☐	⑥	所得割合算額が182,500円未満である世帯	通信制・専攻科	12,630円
☐	⑦		全日制・定時制	35,930円
☐	⑧	所得割合算額が264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯	専攻科	12,630円

（裏面へ続く）

様式 1-2 (その1)

【1】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について
(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

- ① ☐ 日本国
- ② ☐ 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	☐	特別永住者			
④	☐	永住者			
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西歴)	年 月 日
⑥	☐	永住者の配偶者等			
⑦	☐	定住者	在留期間(満了日)	(西歴)	年 月 日
			日本国に永住する 意思の有無	☐ はい(あり)	☐ いいえ(なし)
⑧	☐	家族滞在	在留期間(満了日)	(西歴)	年 月 日
			日本国の小学校 の卒業の有無等	☐ 卒業した	☐ 卒業していない
			小学校名		
			所在地	都・道・府・県	
			日本国の中学校 の卒業の有無等	☐ 卒業した	☐ 卒業していない
			中学校名		
			所在地	都・道・府・県	
			日本国で就労する 意思の有無	☐ はい(あり)	☐ いいえ(なし)
⑨	☐	上記以外の在留資格 (留学等)	在留期間(満了日)	(西歴)	年 月 日

【2】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～⑤のいずれかの□にレ印をつけてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

①	☐	高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。 ※高等学校等就学支援金等に含まれる事業 ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)、 ウ 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)
②	☐	「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
③	☐	「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
④	☐	「在留カードの写し(コピー)」を添付します。
⑤	☐	以下に該当するため、①～④のいずれの書類も添付しません。
		以下のすべてに該当
		かつ
		以下のいずれかに該当
		・令和8年3月31日以前から引き続き在学している者
		・国籍が「日本国以外」
		・「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」
		・在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合
		・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合
		・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業してい 等

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑥⑦の□にレ印を付けてください。)

・4(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた
・4(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた
⑥ ☐ 「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。
⑦ ☐ 「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

別記様式第1号-3 (その1)

【1】保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入等の状況について (該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書(生活保護受給証明書等)

(2) 次の者の課税証明書等及び扶養誓約書(記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】ホに該当する場合)を提出します。

①	☐	親権者(両親)2名分 【または高校生等の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)2名分 ※】 ※対象となる高校生等が専攻科の生徒や在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を指す。
②	☐	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は④又は⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人()名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合、その者を除く。
④	☐	主たる生計維持者()名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」は「生徒」と読み替えるものとする(以下同様)。

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐ 私の世帯は、7月1日現在、下記の者を扶養しており、また生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

記入上の注意

様式1-2【1】対象となる高校生等についての欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」、「⑯特定教育施設」の別を記入してください。

様式1-2【2】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について の欄は、次によって記入してください。

- イ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- ロ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

様式1-3【1】保護者等の収入等の状況についての欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、認定基準日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（生活保護受給証明書）を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは必ず、「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

(注) 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、申請先へ相談してください。
- ニ (2)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ (2)④又は⑤に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書（別記様式第7号））を添付してください。
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。